

公 示 日 : 2024 年 7 月 31 日 (水)

調達管理番号 : 24a00548

国 名 : ガーナ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト (コメ種子生産3)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : コメ種子生産3
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 9 月中旬から 2025 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 2.50
- (3) 業務日数 :

- ・第1次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 3日
- ・第2次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地業務を除いて具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 8 月 14 日 (水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024 年 8 月 27 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |

④ その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務経験の分野	コメ種子生産にかかる各種業務
対象国及び類似地域	ガーナ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により米消費量が急増するガーナでは、国内生産量が消費量に追い付いておらず、2020 年には国内消費量の 32%を輸入米に依存する状況にある (Grain and Feed Annual, U.S. Department of Agriculture, 2020)。食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメ自給率向上は同国政府の主要課題の一つとなっており、コメを優先作物の一つと定め、稲作生産性向上等に向けた取り組みを推進している。

かかる状況の下、JICA は 2016 年から 2021 年にかけて実施した「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2 (以下、「天水 2」)」および「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト (以下、「MASAPS-KIS」) を通じて、ガーナにおけるイネの生産性向上に貢献してきた。これらの我が国協力に対するガーナ政府の評価は高く、2022 年 3 月からはその後継案件として、「稲作生産性向上プロジェクト (以下、本プロジェクト)」を実施中である。食糧農業省 (Ministry of Food and Agriculture : MoFA) およびガーナ灌漑開発公社 (Ghana Irrigation Development Authority : GIDA) をカウンターパート (以下、「C/P」) 機関とし、灌漑稲作・天水稲作の双方の更なる技術普及拡大を目指して取り組んでいる。

本プロジェクトでは対象 4 灌漑地区においてコメ種子生産農家による認証種子 (Certified seed : CS) の生産支援を行っているが、上流工程である Nucleus Seed : NS) ・ 育種家種子 (Breeder seed : BS) および原原種種子 (Foundation seed : FS) における遺伝的な不均質性が課題となっている。このため、良質な CS を使用して効果的にプロジェクト活動を行うため、2022 年 5 月～2022 年 6 月にコメ種子

生産分野の短期専門家（コメ種子生産）を派遣し、コメ種子生産体制の強化および研修計画を作成した。また、2023年8月～9月および2024年1月～2月にはコメ種子生産分野の短期専門家（コメ種子生産2）の派遣が行われ、FS生産圃場に送られるNS・BSの生産過程を吟味して品質不均一の原因を明らかにするとともに、その改善策が提言された。今回はCRIによる系統栽培によるBSの均質性の改善の取り組みの定着化を図るとともに、そのプロセスのガイドライン化が求められており、あらためてコメ種子生産分野の短期専門家（コメ種子生産3）による支援が要請された。

7. 業務の内容

CRIで生産されるBSにおける遺伝的均質性を高めるため、系統栽培と種子の保存方法等の手順と指針を示したBS生産ガイドラインの作成を主要活動とし、作業手順を標準化することで、効率的な管理を可能とするとともに、種子生産プロセスの各段階での混乱を防ぎ、作業の再現性と効率性を向上させることを目的とする。

第1次業務期間は、CRIに対して提案されたNS・BS生産の改善策の実施状況を評価し、定着化に向けた提案を行う。改善案を踏まえて、BS生産のガイドライン案を策定する。あわせて2024年マイナー期におけるBS増殖計画の作成を支援し、種子生産のモニタリングとフィードバックの提案、情報共有のためのTOT（雑草稲や玄米播種に関する研修）、ウェタ灌漑地区(WIS)およびポン灌漑地区(KIS)でFS・CS生産のモニタリングを実施する。

第2次業務期間ではマイナー期のBS生産を支援するとともに、主にCRIでの系統栽培をはじめとする改善策の定着化とガイドラインの最終化を行う。なお、ガイドラインの最終化に際しては、コメ種子生産関係者による内容検討会を実施し、関係者の意見を十分に考慮する。また、コメの育種と育種家種子生産を行うSavanna Agricultural Research Institute(SARI)およびガーナ大学付属Soil and Irrigation Research Centre(SIREC)をはじめとする関係者を対象とした上流種子生産セミナーを開催し、ガイドラインの全国的な導入を図る。

(1) 準備業務（2024年9月中旬）

- ① 既存のJICA報告書、他ドナー関連報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等から、ガーナにおける種子生産の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた同分野の協力概要と先行プロジェクトで作成されたガイドラインおよび研修教材を把握する。
- ② 2022年5月に派遣された短期専門家（コメ種子生産）および、2023年度に

2回派遣された短期専門家（コメ種子生産2）の報告書をレビューし、JICA 経済開発部、ガーナ事務所およびプロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ 業務計画書（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部へ提出する。

（2） 第1次現地業務（2024年9月下旬～10月中旬）

① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、MoFA 作物サービス局（DCS）および GIDA に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。

② CRI における 2024 年メジャー期の NS および BS 生産について、収穫期の系統選抜と個体選抜、採種、種子の保存方法を観察し、提案された NS・BS 生産改善策の実施状況を評価する。

③ 特に系統選抜と個体選抜および採種と種子保存に関する技術上の課題を特定し改善提案を行う。

④ BS 生産に関して作物保護・規制サービス局（PPRSD）、DCS、GIDA 等の関係者との協議を行い関連情報および資料を収集する。

⑤ BS 生産ガイドライン案を作成する。

⑥ 種子利用者の種子品質に関する評価等を収集し、それを研究者にフィードバックする方法を提案する。

⑦ 対象灌漑地区で種子生産農家を支援する Agronomist や天水対象郡の Crops Officer を対象に情報共有 TOT（雑草稲対策・玄米播種他）を実施する。

⑧ WIS および KIS で行われている FS および GS 生産についてモニタリングを行う。

⑨ 上記活動を踏まえ技術的な改善策を提案、CRI 育種家への助言・指導を行うとともに次期作の増殖計画の作成を支援する。

⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関、JICA ガーナ事務所およびプロジェクト専門家に提出・報告する。

⑪ 次回派遣期間の活動計画等について、JICA ガーナ事務所およびプロジェクト専門家と打ち合わせを行う。

（3） 第1次整理業務（2024年10月下旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA 経済開発部に提出する。

（4） 第2次準備業務（2025年1月上旬）

第2次派遣にかかる業務計画書（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部へ提出する。

(5) 第2次現地業務 (2023年1月中旬～2月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、および C/P 機関に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
- ② CRI での 2024 年マイナー期における NS および BS 生産について、出穂・開花期の BS 圃場を視察し、系統栽培をはじめとする改善策の定着状況を評価する。
- ③ WIS および KIS における FS・CS 生産について視察を行うとともに、種子生産のモニタリング結果を確認し、上流種子の改善点を提案する。
- ④ BS 生産ガイドラインについて、種子生産関係者による内容検討会を開催し、最終化を行う。
- ⑤ コメの育種と育種家種子生産を行う Savanna Agricultural Research Institute (SARI) およびガーナ大学付属 Soil and Irrigation Research Centre (SIREC) をはじめとする関係者を対象とした上流種子生産セミナーを開催する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関、JICA ガーナ事務所およびプロジェクト専門家に提出・報告する。

(6) 第2次整理業務 (2025年2月下旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書 (英文全体及び各現地業務期間時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。英文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、プロジェクト専門家および C/P 機関へ電子データをそれぞれ提出する。

(2) 現地業務結果報告書 (第1次及び第2次)

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。英文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、GRIP 専門家および C/P 機関へ電子データをそれぞれ提出する。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

現地業務期間中／準備、整理業務期間中の業務報告書を作成。和文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、プロジェクト専門家へ電子データをそれぞれ提出する。

専門家業務完了報告書の提出期限は 2025 年 2 月 28 日（金）とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 7 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項：特になし

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

以下の通り予定していますが、C/P 機関の業務進捗状況により前後する可能性があります。第 2 次現地業務期間については、必要に応じて第 1 次現地業務時に提案してください。

第 1 次現地業務期間：2024 年 9 月 21 日～2024 年 10 月 20 日

第 2 次現地業務期間：2025 年 1 月 13 日～2025 年 2 月 11 日

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）

イ) 農業普及（長期派遣専門家）

- ウ) 水利組合支援（長期派遣専門家）
- エ) コメセクター／稲作政策（長期派遣専門家）
- オ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

なお、コメ種子生産分野については次の短期専門家を派遣済みです。

- ・ コメ種子生産（2022年5月～2022年6月）
- ・ コメ種子生産2（2023年8月～2023年9月および2024年1月～2024年2月）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：
プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供：
GIDA 本部及びCRI 事務所における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト（GRIP）」R/D(写)
 - ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」短期専門家（種子生産・試験監理）業務報告書
 - ・「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（コメ種子生産）」専門家業務完了報告書
 - ・「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（コメ種子生産2）」専門家業務完了報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上